

令和7年（行ウ）第91号

未成年者選挙運動禁止規定違憲確認等請求事件

原告 竹島一心 外3名

被告 国

書面陳述の要旨

2025年10月27日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 多田晋作
外5名

頭書事件について、第3回口頭弁論期日において予定している原告代理人による原告準備書面の陳述要旨は別紙のとおりである。

代理人（弁護士太田こもも）による準備書面陳述要旨

1 今回、原告は3つの書面を提出しました。第1準備書面では本案前の主張に対する反論、第2準備書面では本案に対する反論、第3準備書面では本案のうち本件各規定の制定経緯に対する反論を記載しました。そのうち制定経緯に対する反論の内容を中心に口頭で申し上げます。

2 1枚目のスライドをご覧ください。

本件の重要な争点は、本件各規定、すなわち未成年者の選挙運動を禁止すること及び未成年者を使用した選挙運動全般を禁止することを正当化できる社会的事実が存在するかどうかです。

しかし、昭和27年の制定当時から現在に至るまで、そのような事実は存在しません。

3 2枚目のスライドをご覧ください。

国は、大正14年、昭和22年、昭和25年の国会での議論の中で、未成年者による選挙運動が選挙の公正を害し、また、未成年者保護の観点からも望ましくないことが「幾度となく言及されてきた」と主張しています。そして、昭和26年の地方選挙に現れたとする弊害を踏まえ、昭和27年に本件各規定が制定されたと主張しています。

しかし、本当にそのような事実があったのかは、一つ一つ検証する必要があります。

4 3枚目のスライドをご覧ください。

まず、大正14年当時の議論です。当時、選挙権のない未成年者は原則として選挙運動が禁止されていました。しかし、そこで語られていたのは、未成年者の保護ではなく、特定の思想の抑止にありました。

議員は、「選挙運動の好きな者は落第する。一種の高等遊民になる。文章も書け、演説もできる高等遊民は、憂うべき思想に傾く」という趣旨の発言をしています。これは、現在の憲法下では到底正当化できない理由です。未成年者の選挙運動を禁止する根拠にはなり得ません。

5 4枚目のスライドをご覧ください。

新憲法の下で未成年者の選挙運動規制は一旦撤廃されましたが、昭和22年、衆議院議員選挙法が改正されました。

このとき新たに制定されたのは、「学校の生徒に対する特殊の関係にある地位を利用した選挙運動の禁止」です。あくまで生徒に対する特殊の関係を持つ者、すなわち教育者などが生徒を利用して行う選挙運動が禁止されたにすぎません。未成年者による選挙運動そのものが禁止されたのではありません。

また、ある議員が、「特殊の関係に関わらず生徒を使用すること全般を禁止すべきだ」と発言しましたが、これに対して、政府委員は、「一律に禁止するのは行き過ぎである」と答弁しています。つまり、未成年者を使用した選挙運動全般を禁止することは行き過ぎであると判断されていたのです。

したがって、この当時の議論も、本件各規定とは無関係であり、本件各規定を正当化する根拠とはなり得ません。

6 5枚目のスライドをご覧ください。

昭和25年、公職選挙法が制定されました。しかし、このときも、禁止されていたのは、教育者がその地位を利用する選挙運動でした。その客体は、「児童・生徒・学生」であり、未成年者に限定されていませんでした。

このとき、ある議員から、「主体を教育者に限らず、他方で、客体を未成年者に限定すべきだ」という修正案が出されましたが、否決されています。

この当ても、未成年者の使用全般を禁止する必要はないと考えられていたのです。ましてや、未成年者の自発的な選挙運動を禁止することは議論すらされていませんでした。

したがって、この当時の議論も、本件各規定を正当化する根拠にはなり得ません。

7 6枚目のスライドをご覧ください。

ここまでの経過を整理すると、教育者がその地位を利用して行う選挙運動は問題視されてきた一方で、未成年者の自発的な選挙運動や、未成年者を使用した選挙運動全般を禁止する必要はないと考えられてきたことが分かります。

被告の主張として最後に残るのは、昭和26年地方選挙の出来事だけです。被告は、「未成年者が『人海戦術』に大量動員され、選挙の公正を害した」と主張しています。

しかし、被告が提出した新聞や雑誌の記事には、未成年者が人海戦術に動員されたという記載はありません。

また、議事録で言及されている事例は、日教組が命令して児童に連呼行為をさせていたというものです。これは、教育者の地位を利用した選挙運動の禁止規定により取り締まることができるものです。

8 7枚目のスライドをご覧ください。

被告は、本件各規定とは無関係の発言を取り上げて強調することで、未成年者の選挙運動を禁止する必要性が何度も議論されてきたかのような主張をしています。

しかし、実際に当時の議事録を読めば、そのような事実は存在しないことが分かります。

ここで注意すべきなのは、未成年者の自発的な選挙運動の禁止規定、未成年者を使用した選挙運動の禁止規定、教育者の地位を利用した選挙運動の禁止規定という3つの規定は、それぞれ全く別のものであることです。根拠もそれぞれ分けて考えなければなりません。被告の主張は、これらの規定の趣旨を混同させるもので、印象論にすぎません。

9 8枚目のスライドをご覧ください。

それでは、未成年者を使用した選挙運動全般を禁止する必要があるでしょうか。

被告は、未成年者が人海戦術に使用されたという根拠を示すことができいません。また、未成年者が選挙運動に動員されるとなぜ選挙の公正を害するのかも明らかではありません。仮に教育者がその地位を利用して児童を選挙運動に動員したということがあったとすれば、教育者を取り締まれば足りることです。

10 9枚目のスライドをご覧ください。

未成年者の自発的な選挙運動を禁止する必要があるでしょうか。

未成年者の自発的な選挙運動が選挙の公正を害したことを裏付ける根拠はありません。未成年者の選挙運動が未成年者本人にとって有害であるという根拠もありません。このように、本件各規定はいずれも立法事実を欠くものであり、憲法及び子どもの権利条約が保障する表現の自由を不当に制限するものです。

本件各規定は違憲であると判断されるべきです。

以上

本件の争点：立法事実があるか

- ① 未成年者の自発的な選挙運動の禁止
 - ② 未成年者を使用した選挙運動の全面禁止
- をしなければならない事情があるのか

被告国の主張

① **大正14年** 教育的見地から未成年者の選挙運動が原則として禁止されていた

(昭和20年 選挙運動規制の撤廃)

② **昭和22年** 選挙の公正の確保と未成年者の保護のために「生徒に対する特殊の関係にある地位を利用した選挙運動」が禁止された

③ **昭和25年公選法制定** 昭和22年の規定の趣旨を引き継いで「教育者の生徒に対する教育上の地位を利用した選挙運動」が禁止された

④ **昭和26年地方選挙** 未成年者が「人海戦術」に大量動員された

① 大正14年の花井議員発言の趣旨は 特定の思想抑止

- ▶ 選挙権のない未成年者による選挙運動は原則として禁止
- ▶ 花井委員：未成年者による選挙運動は「教育問題としても、思想問題としても避けた方が宜しくはあるまいか」と発言
- ▶ しかし、この発言の趣旨は、特定の思想の抑止にあった
「こういうこと（引用者注：選挙運動）の好きな者は落第を致します、落第をするということになると一種の高等遊民になります、この高等遊民が文章が少し書けます、もちろん演説もできます、ある種の憂うべき思想問題には及ぼす影響が大である」（乙3・13頁）

② 昭和22年改正選挙法は 教員等の地位濫用防止

- ▶ 禁止されたのは、学校の生徒に対する特殊の地位を利用した選挙運動であり、未成年者による選挙運動そのものではない
- ▶ 「特殊の地位」に関わらず、学生を選挙運動に使用することを全面的に禁止することは行き過ぎだと考えられていた（甲27・55頁政府委員答弁）

③ 昭和25年公職選挙法も 教員等の地位濫用防止

- ▶ 禁止されたのは、教育者による学校の生徒に対する教育上の地位を利用した選挙運動
- ▶ 行為者は教育者のみ
- ▶ 客体は「児童・生徒・学生」であり、未成年者に限られない
- ▶ 未成年者の使用全般を禁止することは考えられていなかった
行為者を教育者に限らず、客体は未成年者に限定すべきとの修正案を出すも、否決

④ 昭和26年地方選挙 「人海戦術」は未成年者によるものではない

- ▶ 被告が提出した新聞（乙21）や雑誌（乙22）には未成年者が人海戦術に動員されたとは記載されていない
- ▶ 議事録で言及されている事例は、日教組が命令して児童に連呼行為をさせたというもの
⇒ 教育者の地位を利用した選挙運動を取り締まれば足りる

被告の主張の問題点

被告は、

- ① 未成年者の自発的な選挙運動禁止規定（本件禁止規定）
- ② 未成年者を使用した選挙運動禁止規定（本件使用禁止規定）
- ③ 教育者が教育上の地位を利用した選挙運動の禁止規定

の異なる3つの規定の趣旨を混同して主張している。

未成年者を使用した選挙運動全般 を禁止する必要はない

- ▶そもそも選挙の公正を害する根拠なし
- ▶議事録で言及されている事例は、日教組が命令して児童を選挙運動に動員したというもの
 - ⇒教育者の地位を利用した選挙運動を取り締まれば足りる

未成年者の自発的な選挙運動を禁止 する必要はない

- ▶未成年者の自発的な選挙運動が選挙の公正を害したことを裏付ける根拠なし
- ▶未成年者の自発的な選挙運動が未成年者本人にとって有害であることを裏付ける根拠なし